

第7節 共通的・基盤的施策の推進

第1節から第6節までの6つの施策を推進する上で、共通的・基盤的な施策となる「環境影響評価の推進」、「環境に配慮した取組の推進」、「公害防止体制の整備」、「調査研究、監視・測定の充実」、「環境情報の収集と提供」、「国際交流の推進」についても、積極的に推進します。

1 環境影響評価の推進

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等については、「環境影響評価法」及び「山口県環境影響評価条例」に基づき、事業者が、あらかじめ環境への影響について調査や予測・評価を行い、住民等からの意見を聴いた上で、適切な環境への配慮を実施する必要があります。この環境影響評価制度を、適切かつ効果的に運用することで、事業の計画・実施に際しての環境影響の回避・低減につなげます。
- 法や条例の対象規模に満たない事業のうち、県の公共事業については、「環境事前チェック制度」による環境への配慮を実施しています。引き続き、本制度を確実に運用し、環境と調和のとれた公共事業の実施を図ります。
- 環境配慮の具体的な取組として、生態系の維持・回復、ミティゲーション¹³¹の導入、野生生物の生息・生育空間の確保などを推進します。

2 環境に配慮した取組の推進

(1) 県民・民間団体の取組の促進

- 環境保全は、県民の自主的な取組が重要であることから、本県における県民運動の推進母体である「環境やまぐち推進会議」等と連携・協働して、環境保全意識の醸成と、実践活動の強化に取り組みます。
- 「環境学習推進センター」において、様々な環境情報の提供、人材の育成・派遣・交流、環境学習資材の提供等に取り組み、県民、NPO等民間団体の活動を支援します。

¹³¹ ミティゲーション：開発に伴う環境への負荷を抑えるため、開発によって損なわれた環境を再生したり、代替資源を供給したりすることをいいます。

- 再生可能エネルギーの導入を促進し、県内関連産業の振興と地球温暖化対策の推進を図るため、県内企業が製造・加工した太陽光や地中熱等の再生可能エネルギー関連設備を設置する際の補助制度を設けるなど、県民等による環境配慮の取組の支援に努めます。

(2) 企業等の取組の促進

- 中小企業者の環境やエネルギー対策等への積極的な対応を促進するため、引き続き、やまぐち産業振興財団における経営や技術に関する相談体制等の充実に努めます。
- 県内の中小企業者等の省エネ改修や太陽光発電施設の設置などを促進するため、県独自の融資制度を設けているところであり、今後とも、環境保全関係融資制度の充実に努めることにより、中小企業者等による環境配慮の取組を支援します。

3 公害防止体制の整備（公害苦情処理・公害紛争処理）

- 公害による県民の健康被害や生活環境への影響を未然に防止するため、引き続き、公害関連法令に基づく規制及びその遵守の徹底、環境の状況や排出負荷量等に関する監視・指導を行うとともに、監視測定体制の充実に努めます。
また、関係市町と連携し、環境保全協定等を活用し、環境への負荷の低減を図ります。
- 公害に係る紛争や苦情については、公害審査会や公害苦情相談員制度等を活用し、早期解決に努めます。

4 調査研究、監視・測定の充実

- 今日の複雑化した環境問題の解決のためには、調査研究による科学的知見の集積、関連技術の開発・普及、環境の監視・測定の充実は極めて重要です。
このため、環境保健センター等の県の試験研究機関について、その機能の充実に努め、調査研究や関連情報の収集・分析の推進に努めるとともに、県内外の大学・研究機関との連携・交流のもと、産学公協働による調査研究の実施や関連技術の開発・普及にも取り組みます。
- 大気、水質等の環境監視体制の充実に努め、環境保全施策及び情報提供への活用を進めます。

5 環境情報の収集と発信

- 県民、NPO 等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政の各主体間の連携を強化していくためには、環境に関する情報の積極的な発信を始め、様々な関わりの中で、各主体相互間での環境コミュニケーション¹³²の推進を図ることが重要です。

このため、環境白書の発行、各種印刷物の作成・配布、広報誌やマスメディアの活用、インターネット等による積極的な情報発信を行います。

- 多様な環境情報の収集やデータベース化などに努めるほか、わかりやすい内容表記への工夫や、県内幅広く速やかに環境情報が発信できるよう、ホームページ等の整備・充実に努めるとともに、国、市町等との情報のネットワーク化を図り、各主体間相互の情報の発信・共有を進めます。

また、環境学習・環境教育、環境保全活動等が各主体の連携・協働のもと推進されるよう、各主体間のネットワークの仕組みづくりを進めます。

6 国際交流の推進

- 地球環境保全に貢献するため、環境保全技術交流など環境に関する国際交流の取組を進める必要があります。そこで、事業者、大学等と連携し、国際交流に関する情報の収集・発信に努めるなど、環境に関する国際交流を推進します。
- 本県が友好協定を締結している中国山東省に対する技術研修員の相互派遣や、環境保全に関する情報の交換に努めるほか、日韓海峡沿岸 8 県市道による環境技術交流事業を実施するなど、国際交流を通じた広域的な環境保全情報の収集に努めます。

¹³² **環境コミュニケーション**：持続可能な社会の構築に向けて、県民、NPO 等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくことです。